

第 1 問 答案用紙 < 1 > (租 税 法)

問題 1

問 1

Xは、取締役辞任後、監査役に就任しているため、A社から完全に離脱しているとはいえないが、その後経営に一切関与せず、無報酬であることから、実質的には退職したと同様の状況にある。したがって、慰労金 4,000万円は、退職給与に該当し、平成25年3月31日開催の株主総会において金額が確定しているため、平成24事業年度の損金の額に算入される。

問 2

A社が受け取った養老保険の満期保険金 3,000万円は、対価性がなく、消費税法第2条第1項第8号の資産の譲渡等には該当しない。したがって、当該 3,000万円に対して、消費税法が適用されることはない（消費税法第4条第1項）。

問 3

Xは、取締役辞任後もA社にとどまるため、形式的には退職していない。しかし、Xの地位は大きく変動し、その後の経営に一切関与しておらず、無報酬であることから、当該慰労金 4,000万円は、所得税法第30条第1項に規定する、これらの性質を有する給与に該当するため、退職所得として取り扱うべきである。

問 4

A社が平成24事業年度に支払った養老保険の保険料総額 600万円は、満期保険金及び死亡保険金の受取人が当社であるため、同額を資産として取り扱い、同事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入されない。

第 1 問 答 案 用 紙 < 2 > (租 税 法)

問題 2

番号	○×欄	記述欄
①	○	法人税法第22条第2項, 第3項, 同法第61条の13第1項
②	×	本問における請負工事は長期大規模工事に該当するため, 経理処理にかかわらず, 工事進行基準の方法により計算した金額を, 益金の額及び損金の額に算入する(法人税法第64条第1項)。
③	○	消費税法第37条第4項, 第6項
④	×	本問における製造機器は, 事業用固定資産に該当するため, その取得費相当額を資産損失として事業所得に係る必要経費に算入し, 雑損控除を適用することはできない(所得税法第51条第1項, 同法第72条第1項)。
⑤	×	修正申告書又は更正請求書に, 当該指定寄附金の額及びその明細を記載した書類の添付があれば, 損金の額に算入することができる(法人税法第37条第9項)。

【解答への道】

I 合格ライン

第1問の問題1，2共に法人税法，所得税法及び消費税法の理論問題である。一部難問が含まれていたが，出来る問題から落ち着いて解答していただきたかったところである。

第1問の合格ラインは5割程度であろう。

II 答練との対応関係

問題1	応用答練	第2回	第1問	問題1
	応用答練	第1回	第1問	問題1
	基礎答練	第3回	第2問	問題2
	アクセス	第12回		問題3

問題2	公開模試	第2回	第1問	問題2
	アクセス	第8回		問題3
	アクセス	第6回		問題2

問題 1

問 1

当該慰労金 4,000万円は、実質的に退職給与に該当するため、債務確定基準により損金算入の時期が決定される（法人税法第22条第3項第2号）。

ところで、法人税法基本通達9-2-32によれば、取締役が監査役になったことに伴い実質的に退職したと同様の事情にあると認められる場合には、これを退職給与として取り扱うことができるが、原則として未払金に計上した額は含まれないとある。したがって、本事例が計算問題として出題されたのであれば、法人税法本法よりも通達が優先適用されるため、平成24事業年度において損金に算入することはできないとも考えられる。

会計士試験における通達の取り扱いについては、元試験委員である八ッ尾教授の日本公認会計士協会中日本五会研究大会における、次の発言が参考になる。「会計士の試験については、3年間、試験委員をさせてもらったことがあります。試験としては、計算と理論があります。問題を作るときに、基本的に通達の必要な計算をどこまで入れるかという問題がありました。会計士試験では、通達の知識は要らないのではないかという意見の人もいました。ただ、通達を無視したところの計算問題を作成することが難しいということもあって、計算問題については、税理士試験に似たような問題となっています」（「Independence」平成23年1月22日第42回研究大会記録・日本公認会計士協会）。

すなわち、租税法においては、租税法律主義が大原則であるため、法源ではない通達を出題したくないが、計算問題に関しては仕方なく出題しているということであろう。したがって、理論問題において、通達は、根拠とはなりえないと考えるべきである。

問 2

解答参照

問 3

退職所得とは、退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与に係る所得をいう（所得税法第30条第1項）。通常「退職」とは、勤務先を離脱することであり、取締役から監査役への地位の変更は、これに当たらない。しかし、Xは、監査役への就任の前後で、その勤務関係の性質、内容、労働条件等において重大な変動があったと認められる。したがって、当該慰労金 4,000万円は、所得税法第30条に規定する「これらの性質を有する給与」に該当すると考える。

問 4

解答参照

問題 2

問い

①について

土地甲の譲渡対価 5,000万円が益金に、その帳簿価額である 3,000万円が損金に算入される（法人税法第22条第2、3項）。さらに、A社とB社は完全支配関係がある（法人税法第2条12の7の6）ため、A社は、譲渡益に相当する 2,000万円を損金に算入しなければならない（法人税法第61条の13第1項）。

②について

長期大規模工事は、工事進行基準が強制適用される（法人税法第64条第1項）。なお、長期大規模工事とは、工事期間が1年以上であり（法人税法第64条第1項）、かつ、請負金額が10億円以上（法人税法施行令第129条第1項）のものをいう。

③について

簡易課税制度の適用が認められた事業者が、その適用をやめようとするときには、その旨を記載した届出書を所轄税務署長に提出しなければならない（消費税法第37条第4項）。また、この届出書の提出があったときは、その提出があった日の属する課税期間の末日の翌日以後は、簡易課税の適用はなくなる（消費税法第37条第6項）。

④について

居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産について、取りこわし、除却、滅失等により生じた損失の金額は、その者のその損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する（所得税法第51条第1項）。

他方、雑損控除においては、その対象資産から同法第70条第3項に規定するもの（棚卸資産又は第51条第1項若しくは第3項に規定する資産）は除かれている（所得税法第72条第1項）。

⑤について

従来、国等に対する寄附金に関しては、当初の確定申告において、当該寄附金の額及び当該寄附金の明細を記載した書類の添付をしていなければ、修正申告書又は更正請求書にそれらを添付したとしても、その金額を損金に算入することはできなかった。しかし、これでは納税者にとって酷であるため、平成23年の改正により、当初申告時に書類添付の要件が充たされていなくても、修正申告書又は更正請求書にその添付があれば、その金額を損金に算入することが可能となった（法人税法第37条第9項）。

第 2 問 答 案 用 紙< 1 >

(租 税 法)

問題 1

<解答に当たっての注意事項> (下記事項によらなければ、配点がないので注意すること)

- (1) 各行ごとに、加算及び減算すべき金額があるときは、相殺して純額を記入しなさい。
 (2) 加算及び減算すべき金額が共に生じない場合には、加算すべき金額の欄のみに 0 (ゼロ) を明記しなさい。

(単位：円)

当期純利益の金額 2,500,000,000

	加算すべき金額	減算すべき金額
(受取配当等)		
(1) 完全子法人株式等及び 関係法人株式等のい ずれにも該当しない株 式等に係る配当等の額		
① 受取配当等の額	17,250,000	
② 配当等から控除する 負債利子の額	192,092	
③ 受取配当等の 益金不算入額		8,528,954
(2) 外国子会社配当等の 益金不算入額		950,000
(減価償却資産の償却費等)		
(1) 機械装置 F		
① 従来部分		117,093
② 資本的支出部分	245,000	
(2) 機械装置 G	100,000	
(3) 機械装置 H		49,999
(4) ソフトウェア		2,400,000
(リース取引)		
(1) 機械装置	4,550,000	

第 2 問 答 案 用 紙< 2 >

(租 税 法)

	加算すべき金額	減算すべき金額
(租税公課等)		
<u>6. 租税公課等についての資料</u>		
(1) について		182,000,000
(2) について	452,000,000	
(3) について	968,000,000	
(4) について	5,671,075	
(5) について		70,000,000
(6) について	28,330,000	
(貸倒損失及び貸倒引当金)		
(1) O社について		14,550,000
(2) P社について		6,800,000
(3) Q社について	35,000,000	
(4) 一括評価金銭債権に係る 貸倒引当金について		
① 期末一括評価 金銭債権の額	7,184,900,000	
② 貸倒実績率	0.0030	
③ 当期の貸倒引当金の 繰入限度額 (経過措置適用後)	10,777,350	
④ 当期の貸倒引当金に 係る調整	14,222,650	
⑤ 前期の貸倒引当金に 係る調整		4,500,000

第 2 問 答 案 用 紙 < 3 >

(租 税 法)

	加算すべき金額	減算すべき金額
(ソフトウェア)		
ソフトウェア製作費に係る調整	5,017,000	
		
(法人税額の計算)		
所得金額		4,290,000,000
法人税額		1,093,950,000
試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除額		107,100,900
試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除額		10,500,500
所得税額控除額		4,575,000
外国税額控除額		0
中間申告分の法人税額		362,000,000
差引確定法人税額 (百円未満切り捨て)		609,773,600

第 2 問 答 案 用 紙 < 4 >
(租 税 法)

問題 2

問 1

(単位：円)

1. 各種所得金額の計算

(1) 給与所得の計算

① 給与等の収入金額 4,800,000

② 給与所得控除額 XXX,XXX,XXX

③ 給与所得の金額 3,300,000

(2) 退職所得の計算

① 収入金額 30,000,000

② 退職所得控除額

一般退職所得控除額 20,100,000

特定役員退職所得控除額 1,200,000

③ 退職所得の金額 6,250,000

(3) 一時所得の金額 1,300,000

(4) 譲渡所得の金額（総合・長期）△500,000

(5) 事業所得の計算

① 総収入金額 17,950,000

② 必要経費 13,200,000

③ 青色申告特別控除前の所得金額 XXX,XXX,XXX

④ 青色申告特別控除額 XXX,XXX,XXX

⑤ 事業所得の金額 4,100,000

第 2 問 答 案 用 紙< 5 >
(租 税 法)

2. 課税標準の計算 (一部)

(1) 総所得金額

7,800,000

以下省略

3. 所得控除額の計算

(1) 配偶者控除又は配偶者特別控除及び扶養控除

1,010,000

(2) 基礎控除を含むその他の控除

1,610,000

(3) 所得控除の金額 (合計)

XXX,XXX,XXX

4. 課税所得金額の計算 (一部)

(1) 課税総所得金額 (千円未満切り捨て)

5,180,000

以下省略

問 2

(単位: 円)

1. 課税総所得金額 (配当所得の金額 590,000円含む)

10,500,000

2. 課税総所得金額に対する所得税額

1,929,000

3. 配当控除

, 34,000

4. 復興特別所得税額 (基準所得税額の2.1%)

, 39,795

(1円未満切り捨て)

第 2 問 答 案 用 紙< 6 > (租 税 法)

問題 3

(単位：円)

問 1

課税売上割合の計算

(1) 課税売上額		20,990,000,000
(2) 免税売上額		3,134,775,000
(3) 非課税売上額		2,259,075,000
(4) 課税売上割合の計算式	(分子)	24,124,775,000
	(分母)	(1) + (2) + (3)

問 2

課税仕入れに係る消費税額の計算

(1) 課税仕入れに係る消費税額	, 599,000,000
(2) (1) のうち課税資産の譲渡等により要するもの	, 574,840,000
(3) (1) のうちその他の資産の譲渡等により要するもの	, , 460,000
(4) (1) のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等 等に共通して要するもの	, 23,700,000

問 3

調整対象固定資産に係る消費税額の調整額

, , 800,000

問 4

課税標準額（千円未満切り捨て）

21,050,000,000

課税標準額に対する消費税額

, 842,000,000

問 5

納付すべき消費税額の計算

(1) 控除対象仕入税額	, 595,844,000
(2) 返還等対価に係る税額	, 2,400,000
(3) 貸倒れに係る税額	, , 120,000
(4) 納付すべき消費税額	, 63,636,000

【解答への道】

I 合格ライン

第2問は問題1が法人税法の総合問題、問題2が所得税法の総合問題、問題3が消費税法の総合問題であった。

問題1は一部難しい問題が含まれていたが、標準的な問題が多く、TACでしっかり学習されていた方であれば、7割程度は正解できるが、時間の制約を考えれば、合格ラインは6割程度であろう。

問題2も一部難しい問題が含まれていたが、標準的な問題が多く、TACでしっかり学習されていた方であれば、7割程度は正解できるが、時間の制約を考えれば、合格ラインは6割程度であろう。

問題3は難しい問題や細かい論点が含まれていたため、合格ラインは5割程度であろう。

第2問の全体としての合格ラインは6割程度であろう。

Ⅱ 答練との対応関係

問題 1

基礎答練	第1回	第2問	問題1, 2
基礎答練	第2回	第2問	問題1
基礎答練	第3回	第2問	問題1
応用答練	第1回	第2問	問題1
応用答練	第2回	第2問	問題1
直前答練	第3回	第2問	問題1
公開模試	第1回	第2問	問題1
公開模試	第2回	第2問	問題1
アクセス	第5回		
アクセス	第9回		
アクセス	第10回	問題1	

問題 2

基礎答練	第1回	第1問	問題2
基礎答練	第2回	第1問	問題1
基礎答練	第3回	第1問	問題2
直前答練	第1回	第2問	問題2
直前答練	第2回	第2問	問題2
直前答練	第3回	第2問	問題2
公開模試	第1回	第2問	問題2
公開模試	第2回	第2問	問題2
アクセス	第3回		
アクセス	第7回		
アクセス	第13回		

問題 3

基礎答練	第1回	第1問	問題3
基礎答練	第2回	第1問	問題3
基礎答練	第3回	第1問	問題3
直前答練	第2回	第2問	問題3
直前答練	第3回	第2問	問題3
公開模試	第1回	第2問	問題3
公開模試	第2回	第2問	問題3
アクセス	第4回		
アクセス	第8回		
アクセス	第13回		

問題 1

【計算過程】（単位：円）

（受取配当等）

1. 受取配当等の額の益金不算入額

(1) 受取配当等の額

$$10,000,000 + 2,000,000 + 10,500,000 \times \frac{1}{2} = 17,250,000$$

(2) 控除負債利子

① 支払利子の額

$$42,700,000$$

② 配当等から控除する負債利子の額

i 総資産の帳簿価額

$$31,471,125,073 + 48,000,000 + 24,362,070 + 37,259,428,210 + 90,400,000 \\ + 16,218,720 = 68,909,534,073$$

ii 株式等の帳簿価額

$$40,700,000 + 24,362,070 + 14,937,930 + 54,800,000 + 16,218,720 + 8,981,280 \\ + (150,000,000 + 150,000,000) \times \frac{1}{2} = 310,000,000$$

iii 配当等から控除する負債利子の額

$$(2) \textcircled{1} \times \frac{\textcircled{2} \text{ ii}}{\textcircled{2} \text{ i}} = 192,092$$

(3) 受取配当等の益金不算入額

$$(17,250,000 - 192,092) \times 50\% = 8,528,954 \text{ (減算)}$$

【計算過程・続き】 (単位：円)

2. 外国子会社配当等の益金不算入額

$$1,000,000 \times 95\% = 950,000 \text{ (減算)}$$

(減価償却資産の償却費等)

1. 機械装置F

(1) 従来部分

① 償却限度額

$$12,000,000 \times 0.05776 = 693,120 > (1,400,000 + 234,187) \times 0.417 = 681,455$$

$$\therefore (1,400,000 + 234,187) \times 0.500 = 817,093$$

② 償却超過額

$$700,000 - 817,093 = \triangle 117,093 < 234,187 \therefore 117,093 \text{ (減算)}$$

(2) 資本的支出部分

$$800,000 - 2,000,000 \times 0.333 \times \frac{10}{12} = 245,000 \text{ (加算)}$$

2. 機械装置G

(1) 耐用年数及び償却率

$$\textcircled{1} \quad 0 \leq 1,500,000 \times 50\% = 750,000$$

$$\textcircled{2} \quad (10\text{年} - 6\text{年}) + 6\text{年} \times 20\% = 5.2\text{年} \rightarrow 5\text{年} \therefore 0.400$$

(2) 償却超過額

$$600,000 - 1,500,000 \times 0.400 \times \frac{10}{12} = 100,000 \text{ (加算)}$$

3. 機械装置H

$$0 - (5,000,000 \times 5\% - 1) \times \frac{12}{60} = \triangle 49,999 < 150,000 \therefore 49,999 \text{ (減算)}$$

4. ソフトウェア

$$12,000,000 - 72,000,000 \times 0.200 = \triangle 2,400,000 < 24,000,000 \therefore 2,400,000 \text{ (減算)}$$

【計算過程・続き】（単位：円）

（リース取引）

1. 償却超過額

（1）判 定

$10\text{年} \times 80\% = 8\text{年} \leq 8\text{年} \quad \therefore \text{所有権移転外}$

（2）償却超過額

$$(10,000,000 + 800,000 + 4,000,000) - (172,800,000 + 800,000 + 4,000,000) \\ \times \frac{5\text{ヶ月}}{8\text{年} \times 12\text{ヶ月}} = 5,550,000 \text{ (加算)}$$

2. 支払利息認定損

$$19,200,000 \times \frac{5\text{ヶ月}}{8\text{年} \times 12\text{ヶ月}} = 1,000,000 \text{ (減算)}$$

$$3. \quad 1. - 2. = 4,550,000 \text{ (加算)}$$

（租税公課等）

1. （1）について

納税充当金支出事業税等

$$878,000,000 - (558,000,000 + 138,000,000) = 182,000,000 \text{ (減算)}$$

2. （2）について

（1）損金経理法人税

$$362,000,000 \text{ (加算)}$$

（2）損金経理住民税

$$90,000,000 \text{ (加算)}$$

$$(3) \quad (1) + (2) = 452,000,000 \text{ (加算)}$$

3. （3）について

損金経理納税充当金

$$968,000,000 \text{ (加算)}$$

4. （4）について

（1）外国源泉税の損金不算入額

$$100,000 \text{ (加算)}$$

（2）損金経理住民税利子割額

$$400,000 + 500,000 = 900,000 \text{ (加算)}$$

【計算過程・続き】 (単位：円)

(3) 法人税額から控除される所得税額等

① 法人税額から控除される所得税額

i 株式出資 (明らかに簡便法有利)

$$(2,042,000 - 42,000) \times \frac{1}{2} (0.5) + 142,940 - 2,940 = 1,140,000$$

ii 受益証券

$$750,435 - 15,435 + 1,625,200 - 25,200 - 400,000 = 1,935,000$$

iii その他

$$2,031,500 - 31,500 - 500,000 = 1,500,000$$

iv i + ii + iii = 4,575,000

② 復興特別所得税額から控除される復興特別所得税額

i 株式出資 (明らかに簡便法有利)

$$42,000 \times \frac{1}{2} (0.5) + 2,940 = 23,940$$

ii 受益証券

$$15,435 + 25,200 = 40,635$$

iii その他

$$31,500$$

iv i + ii + iii = 96,075

③ ① + ② = 4,671,075

(4) (1) + (2) + (3) = 5,671,075 (加算)

5. (5) について

法人税等調整額

$$522,000,000 - 452,000,000 = 70,000,000 \text{ (減算)}$$

6. (6) について

(1) 損金経理延滞税

$$300,000 \text{ (加算)}$$

(2) 固定資産税否認

$$28,000,000 \text{ (加算)}$$

(3) 損金経理過怠税

$$30,000 \text{ (加算)}$$

(4) (1) + (2) + (3) = 28,330,000 (加算)

【計算過程・続き】 (単位: 円)

(貸倒損失及び貸倒引当金)

1. O社について

(1) 貸倒損失

$$24,000,000 - 30,000,000 \times 80\% = 0 \quad \therefore \text{調整不要}$$

(2) 個別貸倒引当金

① 個別貸倒引当金繰入超過額認容

$$18,750,000 \text{ (減算)}$$

② 個別貸倒引当金繰入超過額

$$5,400,000 - 30,000,000 \times 20\% \times \frac{4 \text{ 回}}{10 \text{ 回}} \times \frac{2}{4} = 4,200,000 \text{ (加算)}$$

$$\textcircled{3} \quad \textcircled{1} - \textcircled{2} = 14,550,000 \text{ (減算)}$$

2. P社について

貸倒損失認定損

$$8,400,000 \div 1.05 \times 85\% = 6,800,000 \text{ (減算)}$$

3. Q社について

個別貸倒引当金繰入超過額

$$60,000,000 - \{60,000,000 - (80,000,000 - 70,000,000)\} \times \frac{2}{4} = 35,000,000 \text{ (加算)}$$

4. 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金について

(1) 期末一括評価金銭債権の額

$$1,440,000,000 + 5,624,000,000 + 900,000 + 120,000,000 = 7,184,900,000$$

(2) 貸倒実績率 (小数点4位未満切上)

$$\frac{(13,500,000 + 14,000,000 + 26,750,000) \times \frac{12}{36}}{(5,849,000,000 + 6,108,000,000 + 6,324,900,000) \div 3} = 0.002967\cdots \rightarrow 0.0030$$

(3) 当期の貸倒引当金の繰入限度額 (経過措置適用後)

$$(1) \times (2) \times \frac{2}{4} = 10,777,350$$

(4) 当期の貸倒引当金に係る調整 (繰入超過額)

$$25,000,000 - 10,777,350 = 14,222,650 \text{ (加算)}$$

(5) 前期の貸倒引当金に係る調整 (繰入超過額認容)

$$4,500,000 \text{ (減算)}$$

【計算過程・続き】 (単位：円)

(ソフトウェア)

ソフトウェア制作費に係る調整

$$(4,000,000 + 1,000,000 + 190,000) - (4,000,000 + 1,000,000 + 190,000) \times 0.200 \times \frac{2}{12} \\ = 5,017,000 \text{ (加算)}$$

(法人税額の計算)

1. 法人税額

$$4,290,000,000 \times 25.5\% = 1,093,950,000$$

2. 差引法人税額

(1) 試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除額

① 当期の試験研究費

$$540,742,000 + 380,268,000 + 60,000,000 + 72,000,000 + 130,000,000 + 7,000,000 \\ = 1,190,010,000$$

② 試験研究費割合及び控除率

$$\frac{1,190,010,000}{21,697,124,125} = 0.0548464392\cdots < 10\%$$

$$\therefore \text{控除率 } 8\% + 0.0548464392\cdots \times 0.2 = 0.090969\cdots \rightarrow 0.090$$

③ 特別控除額

$$\text{i } 1,190,010,000 \times 0.090 = 107,100,900$$

$$\text{ii } 1,093,950,000 \times 30\% = 328,185,000$$

$$\text{iii } \text{i} < \text{ii} \therefore 107,100,900$$

(2) 試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除額

① 判定

$$\text{i } 1,190,010,000 > 980,000,000$$

$$\text{ii } 1,190,010,000 > 1,017,000,000 \therefore \text{適用あり}$$

② 特別控除額

$$\text{i } (1,190,010,000 - 980,000,000) \times 5\% = 10,500,500$$

$$\text{ii } 1,093,950,000 \times 10\% = 109,395,000$$

$$\text{iii } \text{i} < \text{ii} \therefore 10,500,500$$

(3) 差引税額

$$1,093,950,000 - (1) \text{③ iii} - (2) \text{② iii} = 976,348,600$$

3. 法人税額計

$$976,348,600$$

【計算過程・続き】（単位：円）

4. 差引所得に対する法人税額（百円未満切捨）

$976,348,600 - \text{所得税額控除額 } 4,575,000 = 971,773,600$

※ 外国税額控除額は対象となる取引がない

5. 差引確定法人税額（納付すべき法人税額）

$971,773,600 - \text{中間申告分の法人税額 } 362,000,000 = 609,773,600$

1. 受取配当等

(1) 受取配当等の益金不算入額

① 配当等の額

A、B株式及びD証券投資信託は、その他の株式等に該当する。なお、A株式は保有割合が25%以上であるが、配当の効力発生日までに6ヶ月以上引き続き保有していない点に留意すること。

② 控除負債利子

i 総資産額に金銭債権から控除された一括評価に係る貸倒引当金は加算することができる。

なお、一括評価に係る貸倒引当金の取り扱いは、法人税法基本通達3-2-5に規定されている。

法人税法基本通達3-2-5（総資産の帳簿価額の計算）

令第22条第1項第1号《総資産の帳簿価額》に規定する総資産の帳簿価額（以下3-2-7までにおいて「総資産の帳簿価額」という）の計算については、次に掲げるような場合には、次による。 ～中略～

(2) 貸倒引当金勘定の金額が、金銭債権から控除する方法により取立不能見込額として貸借対照表に計上されている場合にはその控除前の金額を、注記の方法により取立不能見込額として貸借対照表に計上されている等の場合にはこれを加算した金額を、それぞれの金銭債権の帳簿価額とすることができる。

ii 会計上「その他有価証券」について全部純資産直入法により評価損を貸借対照表に計上した場合には、当該評価損相当額は「総資産の帳簿価額」に加算する。

iii A社株式は当期末においては関係法人株式等に該当するため、その他の株式等に係る控除負債利子の計算では「株式等の帳簿価額」に含めない。

(2) 外国子会社配当等の益金不算入額

C社は外国子会社に該当するため、C社からの配当等の額の95%相当額を各事業年度の益金の額に算入しない。

2. 減価償却資産の償却費等

- (1) 機械装置Fにおける資本的支出の償却計算は、答案用紙からも推測はできるが、使用する償却率が異なるため、原則法により処理する。なお、従来部分については、調整前償却額（下記①）が償却保証額（下記②）より小さくなることから、改定取得価額に改定償却率を乗じたものが償却限度額となる。

$$\begin{array}{l} \textcircled{1} \quad \text{期首帳簿価額} \times \text{定率法償却率} \\ \textcircled{2} \quad \text{取得価額} \times \text{保証率} \\ \textcircled{3} \quad \left\{ \begin{array}{l} \textcircled{1} > \textcircled{2} \text{ の場合} \cdots \cdots \textcircled{1} \\ \textcircled{1} < \textcircled{2} \text{ の場合} \cdots \cdots \text{改定取得価額} \times \text{改定償却率} \end{array} \right. \end{array}$$

- (2) 機械装置Gにおける耐用年数の計算は、「資本的支出の額 $\leq$ 取得価額 $\times$ 50%」であるため、「(法定耐用年数 - 経過年数) + 経過年数 $\times$ 20%」にて処理する。

なお、上記により計算した年数の1年未満の端数は切り捨て、その年数が2年未満のときは2年とする。

- (3) 機械装置Hは、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産であり、前事業年度までにおける償却費の累計額が、取得価額の95%相当額まで達しているため、次の算式により計算した金額を償却限度額とする。

$$\text{償却限度額} = (\text{取得価額} \times 5\% - 1\text{円}) \times \frac{\text{当期の月数}}{60}$$

- (4) ソフトウェアは無形減価償却資産のため、定額法により償却計算を行う。

3. リース取引

- (1) リース取引が所有権移転外リース取引に該当するか否かの判定については、法人税法基本通達7-6の2-5に規定されている。なお、本問は判定により所有権移転外リース取引に該当する。
法人税法基本通達7-6の2-5（形式基準による専用機械装置等の判定）

機械装置等を対象とするリース取引が、当該リース取引に係るリース資産の耐用年数の100分の80に相当する年数（1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。）以上の年数をリース期間とするものである場合は、当該リース取引は令第48条の2第5項第5号ハ《所有権移転外リース取引》に規定する「その使用可能期間中当該リース取引に係る賃借人によつてのみ使用されると見込まれるもの」には該当しないものとして取り扱うことができる。

- (2) 賃借人（当社）におけるリース資産の取得価額は、原則としてそのリース期間中に支払うべきリース料の額の合計額による。ただし、リース料の額の合計額のうち利息相当額から成る部分の金額を合理的に区分することができる場合には、当該リース料の額の合計額から当該利息相当額を控除した金額を当該リース資産の取得価額とすることができる。なお、ただし書の適用を受ける場合には、当該利息相当額はリース期間の経過に応じて利息法又は定額法により損金の額に算入する。

4. 租税公課等

- (1) 納税充当金の取崩額のうち、事業税は申告した日の属する事業年度に損金の額に算入される。
- (2) 納税充当金の余剰額を納税に充てずに取り崩して収益計上した（費用を減額処理した）場合には、当期の別表4において納税充当金の余剰額を、別表4で減算する。
- (3) 法人税、住民税及び事業税を見積計上する納税充当金の繰入額は、全額当期の損金の額に算入されない。
- (4) 本問における源泉徴収税額等の中で調整が必要なものは以下のとおりである。
- ① C株式に係る外国源泉税額
 - ② 住民税利子割額
 - ③ 法人税額から控除される所得税額
 - ④ 復興特別法人税額から控除される復興特別所得税額
- (5) 繰延税金資産の純増加額が損益計算書に計上されており、結果として当期純利益の計算上加算されているため、別表4で減算する。
- (6) 租税公課勘定の中で調整が必要なものは以下のとおりである。
- ① 延滞税
 - ② 債務が確定していない固定資産税
 - ③ 印紙税の過怠税

5. 貸倒損失及び貸倒引当金

- (1) O社に対する債権については、会社更生法による更生計画認可の決定により、金銭債権の切り捨てと長期棚上げがあったため、切り捨てられた金銭債権は貸倒損失として損金算入され、長期棚上げされた金銭債権は繰入限度額の範囲内で損金算入することができる。
- (2) P社に対する債権については、当期中にP社が裁判所から民事再生計画認可決定を受けており、法的に債権が消滅しているため、切捨額を経理処理に関わらず損金算入する。
- (3) Q社に対する債権については、Q社が債務超過の状態が相当期間継続し、かつその営む事業に好転の見込みがないため、取立て等の見込みがないと認められる金額を損金の額に算入することができる。
- (4) 一括評価金銭債権の計算において、仕入割戻し、敷金及び保証金は含まれない。

6. ソフトウェア

ソフトウェアは減価償却資産に含まれるので資産計上する必要がある。自己の建設、製作又は製造（以下において「建設等」という）に係る減価償却資産の取得価額は、次に掲げる金額の合計額である。

- (1) 当該資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額
- (2) 当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

7. 試験研究費の特別控除額

試験研究費の特別控除の計算対象となる試験研究費は、製品の製造または技術の改良、考案もしくは発明に係る試験研究のために要する費用で、損金の額に算入されるものであるため、本間における研究開発センター警備及び事務職員等に係る労務費は含まれない。

8. 復興特別所得税

復興特別所得税は復興特別法人税から控除するため、法人税額からは控除しない。

問題2 (単位：円)

問1

1. 各種所得金額の計算

(1) 給与所得の計算

- ① 給与等の収入金額：4,800,000
- ② 給与所得控除額：1,260,000 + (4,800,000 - 3,600,000) × 20% = 1,500,000
- ③ 給与所得の金額：① - ② = **3,300,000**

(2) 退職所得の計算

- ① 収入金額：30,000,000
- ② 退職所得控除額
 - i 一般退職所得控除額：8,000,000 + (39年(*1) - 20年) × 700,000 - 1,200,000

= 20,100,000
 - (*1) 昭和50年4月～平成25年6月 … 38年3ヶ月 → 39年
 - ii 特定役員退職所得控除額：3年 × 400,000 = 1,200,000
- ③ 退職所得の金額：(25,000,000 - 20,100,000) × $\frac{1}{2}$ + 5,000,000 - 1,200,000

= 6,250,000

(3) 一時所得の金額

$$8,000,000 - 6,200,000 - 500,000(*2) = 1,300,000$$
$$(*2) 8,000,000 - 6,200,000 = 1,800,000 \geq 500,000 \quad \therefore 500,000$$

(4) 譲渡所得の金額

$$\triangle 500,000$$

(5) 事業所得の計算

- ① 総収入金額：18,000,000 - 50,000 = **17,950,000**
- ② 必要経費：**13,200,000**
- ③ 青色申告特別控除前の所得金額：① - ② = 4,750,000
- ④ 青色申告特別控除額：650,000
- ⑤ 事業所得の金額：③ - ④ = **4,100,000**

なお、事業資金を定期預金にしたことによる預金利息50,000は利子所得に該当し、源泉分離課税となる。

2. 課税標準の計算 (一部)

(1) 総所得金額

$$3,300,000 + 4,100,000 + (1,300,000 - 500,000) \times \frac{1}{2} = 7,800,000$$

3. 所得控除額の計算

(1) 配偶者控除又は配偶者特別控除及び扶養控除

妻の合計所得金額は $1,000,000 - 650,000 = 350,000$ となり、妻は控除対象配偶者（同一生計の配偶者で合計所得金額が $380,000$ 以下の者）に該当するため、配偶者控除の適用がある。

また、扶養控除は以下のとおり。

長男（28歳）：別生計であり扶養親族に該当しない → 控除額 0

長女（20歳）：特定扶養親族（年齢19歳以上23歳未満の者）に該当する

→ 控除額 630,000

$$380,000 + 630,000 = 1,010,000$$

(2) 基礎控除を含むその他の控除

小規模企業共済法の規定による共済契約により支払った掛金は小規模企業共済等掛金控除に該当する。

$$300,000 + 1,310,000 = 1,610,000$$

(3) 所得控除の金額（合計）：(1) + (2) = 2,620,000

4. 課税所得税額の計算（一部）

(1) 課税総所得金額（千円未満切り捨て）

$$7,800,000 - 2,620,000 = 5,180,000$$

問2

1. 課税総所得金額

$$10,500,000$$

2. 課税総所得金額に対する所得税額

$$\begin{aligned} & (10,500,000 - 9,000,000) \times 33\% + (9,000,000 - 6,950,000) \times 23\% \\ & + (6,950,000 - 3,300,000) \times 20\% + (3,300,000 - 1,950,000) \times 10\% + 1,950,000 \times 5\% \\ & = 1,929,000 \end{aligned}$$

3. 配当控除

$$500,000 \times 5\% + (590,000 - 500,000) \times 10\% = 34,000$$

4. 復興特別所得税額

$$(1,929,000 - 34,000) \times 2.1\% = 39,795$$

問題3

1. 販売費及び一般管理費

(1) 役員報酬，給与手当，退職給付引当金繰入額，減価償却費，支払手数料，貸倒損失，貸倒引当金繰入額及び寄附金は，課税仕入れ等に該当しない。

(2) 旅費交通費について，課税仕入れの区分は以下のようになる。

	課税仕入れの区分
商品販売のための費用	課税資産の譲渡等のみに要するもの
不動産売却のための費用	その他の資産の譲渡等のみに要するもの
管 理 部 門 の 費 用	課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの

(3) 支払運賃のうち，国内売上に係る運賃は課税資産の譲渡等のみに要する課税仕入れに該当するが，保税地域における輸出しようとする貨物荷役運賃は課税仕入れ等に該当しない。

(4) 賃借料について，課税仕入れの区分は以下のようになる。なお，社員のための借上げ社宅の賃借料については，課税仕入れ等に該当しない。

	課税仕入れの区分
本社事務所	課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの
商 品 倉 庫	課税資産の譲渡等のみに要するもの

(5) 広告宣伝費は，課税資産の譲渡等のみに要する課税仕入れに該当する。なお，広告代理店と締結した広告請負契約に関して計上した未払費用については，当課税期間終了時において役務の全部を完了していないことから，課税仕入れ等に該当しない。

(6) 交際費のうち，国内商品販売のための交際費は課税資産の譲渡等のみに要する課税仕入れに該当するが，使途秘匿金は課税仕入れ等に該当しない。

2. 営業外損益

(1) 外国子会社からの受取利息は，非課税資産の輸出等に該当するため，課税資産の譲渡等に係る輸出取引とみなされる。

(2) 売掛債権売却損のうち，売掛債権の売却価格については非課税売上に該当するが，資産の譲渡等の対価として取得したものの譲渡に係るものであるため，課税売上割合算定上の非課税売上額には含めない点に留意する。

3. 特別損益

投資有価証券売却益のうち，株式の現物出資時の価額については，5%相当額を非課税売上額に含める。

4. 固定資産に係る事項

(1) 調整対象固定資産を転用した場合の消費税額の調整

① 調整対象固定資産

建物、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両運搬具、工具器具備品等で、その課税仕入れに係る税抜きの支払対価の額が一の取引につき100万円以上のものをいう。

② 調整が必要な場合

次のすべての要件を満たす場合、調整対象固定資産を転用した場合の消費税額の調整が必要となる。

- i 調整対象固定資産の課税仕入れ等を行ったこと。
- ii 調整対象税額につき個別対応方式により課税資産の譲渡等によりのみ要するもの（又はその他の資産の譲渡等によりのみ要するもの）として、仕入れに係る消費税額を計算したこと。
- iii その調整対象固定資産を、その課税仕入れ等の日から3年以内にその他の資産の譲渡等（又は課税資産の譲渡等）に係る業務の用に転用したこと。

③ 調整税額

転用時期	調整税額
1年以内	調整対象税額の全額
1年超 2年以内	調整対象税額の3分の2
2年超 3年以内	調整対象税額の3分の1

④ 調整方法

- i その他の資産の譲渡等に係る業務への転用 → 仕入れに係る消費税額から控除
- ii 課税資産の譲渡等に係る業務への転用 → 仕入れに係る消費税額に加算

(2) 情報通信システムのリース契約については、リース資産の引渡しを受けた日が課税仕入れを行った日とされるため、当課税期間においてリース資産の取得価額を課税資産の譲渡等に要する課税仕入れとして取扱う。

【計算過程】 (単位:円)

1. 納税義務の有無の判定

$$20,000,000,000 > 10,000,000 \quad \therefore \text{納税義務あり}$$

2. 課税標準額及び課税標準額に対する消費税額

(1) 課税標準額 (千円未満切捨て)

$$(25,200,000,000 - 3,150,000,000 + 52,500,000) \times \frac{100}{105} = 21,050,000,000$$

(2) 課税標準額に対する消費税額

$$21,050,000,000 \times 4\% = 842,000,000$$

3. 課税売上割合

(1) 課税売上額

$$21,050,000,000 - (63,000,000 - 63,000,000 \times \frac{4}{105} \times 125\%) = 20,990,000,000$$

(2) 免税売上額

$$3,150,000,000 - 26,250,000 + 11,025,000 = 3,134,775,000$$

(3) 非課税売上額

$$105,000,000 + 1,575,000 + 2,100,000,000 + 1,050,000,000 \times 5\% = 2,259,075,000$$

(4) 課税売上割合

$$\frac{(1) + (2)}{(1) + (2) + (3)} = \frac{24,124,775,000}{26,383,850,000}$$

$$= 0.91437\cdots < 95\% \quad \therefore \text{仕入税額は按分計算が必要}$$

【計算過程・続き】（単位：円）

4. 控除対象仕入税額

(1) 課税仕入れに係る消費税額

① 課税資産の譲渡等によりのみ要するもの

i 課税仕入れ等に係る消費税額

$$\begin{aligned} &13,650,000,000 + 53,550,000 + 262,500,000 + 241,500,000 \\ &+ (267,750,000 - 110,250,000) + 8,400,000 + 619,500,000 + 105,000,000 \\ &= 15,097,950,000 \end{aligned}$$

$$15,097,950,000 \times \frac{4}{105} = 575,160,000$$

ii 仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額

$$8,400,000 \times \frac{4}{105} = 320,000$$

$$\text{iii } i - ii = \mathbf{574,840,000}$$

② その他の資産の譲渡等によりのみ要するもの

$$(525,000 + 5,250,000 + 6,300,000) \times \frac{4}{105} = \mathbf{460,000}$$

③ 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの

$$(39,375,000 + 315,000,000 + 267,750,000) \times \frac{4}{105} = \mathbf{23,700,000}$$

④ 課税仕入れに係る消費税額（合計額）

i 課税仕入れ等に係る消費税額

$$\begin{aligned} &13,650,000,000 + 53,550,000 + 262,500,000 + 241,500,000 \\ &+ (267,750,000 - 110,250,000) + 8,400,000 + 619,500,000 + 105,000,000 \\ &+ 525,000 + 5,250,000 + 6,300,000 + 39,375,000 + 315,000,000 + 267,750,000 \\ &= 15,732,150,000 \end{aligned}$$

$$15,732,150,000 \times \frac{4}{105} = 599,320,000$$

ii 仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額

$$320,000$$

$$\text{iii } i - ii = \mathbf{599,000,000}$$

【計算過程・続き】（単位：円）

(2) 控除対象仕入税額（調整税額考慮前）

① 個別対応方式

$$574,840,000 + 23,700,000 \times 92\% = 596,644,000$$

② 一括比例配分方式

$$599,000,000 \times 92\% = 551,080,000$$

③ 有利判定

$$\textcircled{1} > \textcircled{2} \quad \therefore 596,644,000$$

(3) 調整対象固定資産に係る消費税額の調整

① 調整対象固定資産の判定

$$31,500,000 \times \frac{100}{105} = 30,000,000 \geq 1,000,000 \quad \therefore \text{調整対象固定資産に該当}$$

② 調整税額

i 基準税額

$$31,500,000 \times \frac{4}{105} = 1,200,000$$

ii 調整税額（1年超2年以内に転用）

$$1,200,000 \times \frac{2}{3} = 800,000$$

(4) 控除対象仕入税額

$$(2) - (3) = 595,844,000$$

5. 返還等対価に係る消費税額

$$63,000,000 \times \frac{4}{105} = 2,400,000$$

6. 貸倒れに係る消費税額

$$3,150,000 \times \frac{4}{105} = 120,000$$

7. 納付すべき消費税額

(1) 差引税額（百円未満切捨て）

$$842,000,000 - (595,844,000 + 2,400,000 + 120,000) = 243,636,000$$

(2) 納付税額

$$243,636,000 - 180,000,000 = 63,636,000$$